

初診時の特別の料金の改正 (選定療養費制度)

当院では、紹介状を持たずに来られた初診患者さんには、健康保険の一部負担金とは別に 780 円を徴収しておりましたが、条例改正により、令和 3 年 10 月 1 日から 2,200 円に増額いたします。

これは、病院と診療所の機能分担のために創設されている制度です。当院は、紹介・逆紹介を基本としており、いっそうの推進を図るための改正となりますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

初診時の特別の料金 (紹介状無し)	令和 3 年 9 月 30 日まで	令和 3 年 10 月 1 日より
	780 円	2,200 円

- ※ 紹介状を持参されず、初診料を算定される場合に徴収する金額です
健康保険外の診療、一部の公費対象の方は徴収いたしません
救急搬送など、緊急やむを得ない場合は徴収いたしません